

平成 17 年度
第 1 回試行の川崎区区民会議資料



資料 1

区民会議の制度について

区民会議の位置づけ

新編合併計画

◎まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市づくり」をめざして

◎まちづくりの基本方向

- ・「協働と信頼をもち、いきいきとすてやかに暮らせるまちをつくる」
- ・「11割の持株や風評をふり、持続型社会の実現に貢献する」
- ・「自治と分権の道、愛着と誇りを共有できるまちをつくる」

自治基本条例

◎自治の基本理念

- ・市民の自治
- ・市民の手による自治
- ・市民のための自治

◎自治運営の基本原則

- ・協働共有の原則
- ・参加の原則
- ・協働の原則

第2次行財政改革プラン

◎改革の基本方向

- ・行政体制の再整備
- ・公共施設施設、都市基盤整備の見直し
- ・市民サービスの再構築

◎区行政改革の基本的考え方

「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱える様々な課題を、市民との協働により解決していくことを目指して、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的考え方とします。
また、この基本的考え方に沿った改革によって目指すべき4つの区役所像を明らかにするとともに、具体的な改革をすすめています。

窓口サービス機能中心の区役所から
地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ



(※「区行政改革の実行計画書」から抜粋)

区民会議の設置

区民会議の設置目的、開催結果の取扱い

第22条 それぞれの区に、区民によって構成される会議を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。
2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。
(「自治基本条例第22条」から抜粋)

区民会議の試行の取組

- ◎試行の目的
- ・区における課題の解決に向けた調査審議
 - ・区民会議の制度設計についての審議
 - ・区民会議の意義・目的についての理解形成

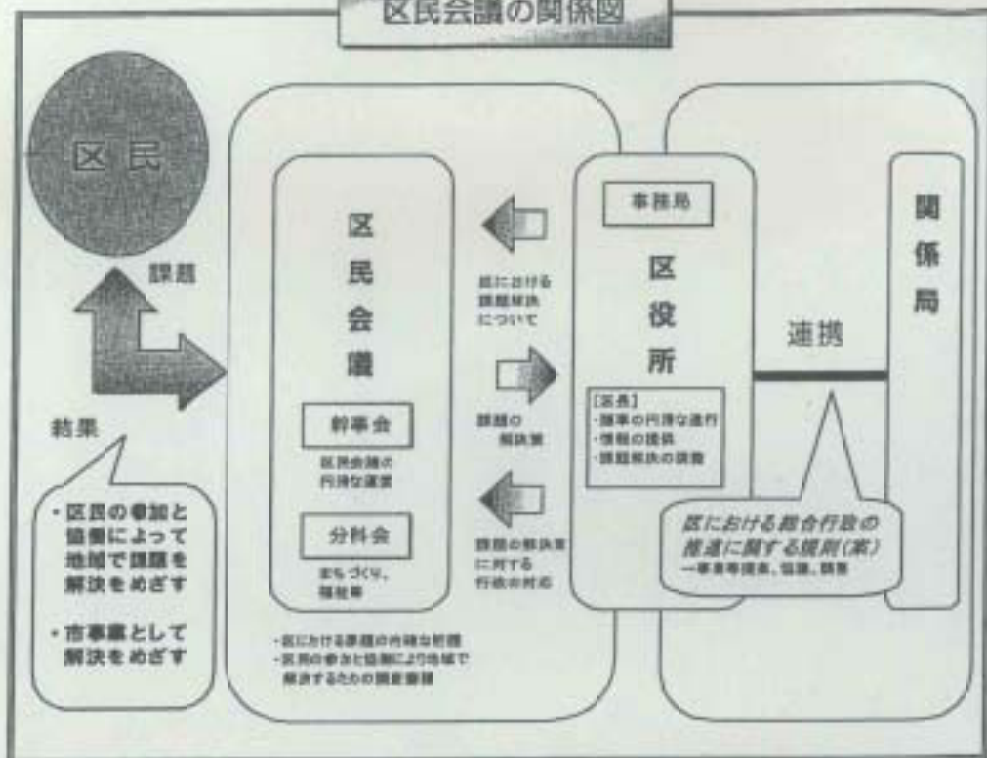
- ◎スケジュール
- ・試行の区民会議は、3回程度の開催を予定している
 - ・十分な議論、検討ができるように、スケジュールは柔軟に対応する

◎本実施に向けて

試行の結果を踏まえ、区の実情に応じた特色も生かしながらよりよい制度とすることをめざす。

区民会議制度（本実施）のイメージ（案）

区民会議の関係図



区民会議の構成

①委員

【要件】区民会議の委員は区民（区の区域内に住居を有する人、区の区域内で働き若しくは学ぶ人又は区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体）とし、次により選任する。

- 団体からの選任：区民会議の委員は、多様な住民の意見を適切に反映させるため、区の実情に合わせて幅広い分野の団体から選任する。
- 公募による選任：区民会議には、区における課題解決に意欲があり、課題解決のための知識及び活動経験を有する人材を幅広く求めるために公募委員を選任する。
- その他：区民会議の目的を達成するために必要と考えられる場合には、区の判断により委員を加えることができる。

②区選出市議会議員、区選出県議会議員

区選出市議会議員及び区選出県議会議員は、区における課題についての幅広い見識とその解決能力を有していることから、区民会議への取組と区における課題解決のため、委員とは異なる立場で参加する。

③区長

区長は会議の自主性を尊重し、議事の円滑な進行、情報の提供及び課題解決の調整など、区民会議の円滑な運営に向け事務局を代表し会議を支えていく役割を担う。

※区民会議と区政推進会議との関係

区政推進会議は、区における自主企業事業である魅力ある区づくり推進事業についての審議を通じて、区政の推進に大きな役割を担ってきた。区民会議は、区行政改革の基本方向に基づき、区政推進会議の機能を継承しつつ、さらに発展させるものとして位置づけられる。

区民会議を通じた地域の課題解決までの流れ（例）

地域の課題

①地域の課題把握

- 地域の活動における把握
- 日々の暮らしを通じた把握
- 区役所による把握など

課題例

- まちの活性化
- 子育て、高齢者への支援
- 地域と学校との連携
- 青少年の育成
- 社会活動への参加促進
- 安全・安心な地域生活環境づくり
- 文化・芸術、スポーツの振興など

②区民会議の審議事項

- 区における課題の解決に関すること
- 区政の方針及び区の主要な計画に関すること

幹事会

区民会議の運営を円滑に進めるための事前調整等を目的として、幹事会を設置することができる。

分科会

区民会議には、課題の解決のための審議を専門的又は機動的に実施するため、必要があると認められる場合等に分科会を設置することができる。

審議結果

③審議結果の取扱い

- 主に地域における自主的な取組みにより解決を図る課題
- 区民と区役所が協働で解決を図る課題
- 関係地区の調整により市事業として解決を図る課題
- 条例・規則等しールの整備が必要となる課題
- 国、県など他の行政主体等により解決が図られる課題

参加と協働による課題の解決